

熊本県公報

第 1 1 2 3 3 号
平成 17 年 3 月 4 日 (金)
(毎週 月・水・金発行)

目 次

告 示	
○都市計画事業の認可	(都市計画課) 1
○"	(") 1
○"	(") 2
○"	(") 2
○"	(") 2
○漁船保険義務加入に係る指定漁船調書の縦覧(八代)	(漁政課) 2
○漁船保険義務加入の同意の承認(棚底)	(") 2
○保安林の指定に関する予定	(森林保全課) 3
○保安林の指定施業要件の変更に関する予定	(") 3
○"	(") 3
○道路の区域変更	(道路総務課) 4
○道路の供用開始	(") 4
○過疎代行路線の工事完了	(道路整備課) 4
公 告	
○県有財産の売却	(管財課) 5
○肥料登録有効期間更新	(経営技術課) 5
○"	(") 6
○開発行為に関する工事の完了	(建築課) 6
登 載 依 頼	
○八代地域保健医療推進協議会救急医療専門部会の開催	(八代地域保健医療推進協議会救急医療専門部会) 6
○第9回熊本県男女共同参画審議会の開催	(熊本県男女共同参画審議会) 7
○熊本県警察本部庁舎廃棄物運搬処理業務委託	(警察本部) 7
○熊本県環境影響評価条例に基づく環境影響評価書に係る公告	(菊池市) 9

告 示

熊本県告示第228号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第63条第1項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第2項の規定において準用する同法第62条第1項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成17年3月4日

熊本県知事 潮谷 義子

- 1 施行者の名称 八代市
- 2 都市計画事業の種類及び名称 平成6年熊本県告示第795号八代都市計画道路事業8・7・1号八代緑の回廊線
- 3 事業施行期間 平成6年10月14日から平成20年3月31日まで
- 4 事業地 収用の部分 変更なし

熊本県告示第229号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第63条第1項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第2項の規定において準用する同法第62条第1項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成17年3月4日

熊本県知事 潮谷 義子

- 1 施行者の名称 八代市
- 2 都市計画事業の種類及び名称 平成5年熊本県告示第973号八代都市計画道路事業3・4・15号八の字線
- 3 事業施行期間 平成5年11月24日から平成20年3月31日まで
- 4 事業地 収用の部分 変更なし

熊本県告示第230号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第2項の規定において準用する同法第62条第1項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成17年3月4日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 施行者の名称 熊本市
- 2 都市計画事業の種類及び名称 平成5年熊本県告示第218号熊本都市計画道路事業3・3・8号二本木小碓線
- 3 事業施行期間 平成5年3月12日から平成20年3月31日まで
- 4 事業地 収用の部分 変更なし

熊本県告示第231号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第2項の規定において準用する同法第62条第1項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成17年3月4日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 施行者の名称 熊本市
- 2 都市計画事業の種類及び名称 昭和61年熊本県告示第85号熊本都市計画道路事業3・3・11号船場神水線
- 3 事業施行期間 昭和61年2月4日から平成20年3月31日まで
- 4 事業地 収用の部分 変更なし

熊本県告示第232号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第2項の規定において準用する同法第62条第1項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成17年3月4日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 施行者の名称 熊本市
- 2 都市計画事業の種類及び名称 平成3年熊本県告示第12号熊本都市計画道路事業3・4・34号下南部画図線
- 3 事業施行期間 平成3年1月11日から平成18年3月31日まで
- 4 事業地 収用の部分 変更なし

熊本県告示第233号

漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号。以下「法」という。）第112条第1項の同意を求めるため、漁船損害等補償法施行令（昭和27年政令第68号）第5条第1項の規定による事前の届出があったので、同令第5条第3項の規定により次のとおり公示し、届出に係る指定漁船調書を縦覧に供する。

平成17年3月4日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 加入区の名 称
八代加入区
- 2 発起人の住所及び氏名
八代市塩屋町10-13 白川 孝一
八代市新開町3-18 松村 廣
八代市新開町3-34 宮本 義孝
- 3 法第113条第1項の申出をする漁業協同組合
八代漁業協同組合
- 4 縦覧期間
平成17年3月4日から平成17年3月18日まで
- 5 縦覧場所
八代漁業協同組合

熊本県告示第234号

漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号。以下「法」という。）第112条の2第2項及び漁船損害等補償法施行規則（昭和27年農林省令第18号。以下「省令」という。）第26条の2の規定による届出を審査したところ、次の加入区について法第112条第1項に規定する同意があったものと認める。

なお、平成13年3月5日熊本県告示第176号で公示した次の加入区の指定漁船を普通損害保険に付すべき義務は、法第113条の2第1項第1号の規定により平成17年3月4日限り消滅したので、同条第2項及び省令第26条の3の規定により公示する。